

林業労働の存在形態 (I)

— 島根県邑智郡大和村の場合 —

北 川 泉*

Izumi KITAGAWA

Social Condition of the Forestry Labourers

はじめに

林業労働問題を分析研究する場合の基本的態度として最も重要な点は、林業労働なるものが、一体いかなる性格のものとして存在し、それが日本資本主義全体系のなかでいかに位置づけられるか、という観点であろう。

およそ、いかなる場合においても、労働問題分析の際には、その対極にかならず「資本」の存在形態ないしはその性格が議論の対象になる。

ところが、一般の企業においては、それを歴史的に問題とする場合を除いて、「資本」の性格そのものについては、すでに資本主義的企業として白明のものともみなして考察を進めているのに対して、林業の場合、その「資本」にあたるものが、果して近代的企業として前提されてよいものかどうかということ自体からすでに問題なのであり、したがって、その労働の存在形態を明らかにする場合も、その分析によって労働の実態が明らかにされると同時に、その対極たる「資本」の性格も明らかにされるという関係を、つねに考察の範囲からはずしてはならないのである。同時に、林業における「資本」を明らかにすることによって、その対極たる労働の性格も明らかにされるという相互規定的関係にある。

しかしながら、そうした資本対労働の関係のみでこと足りるとするならば、林業の労働問題研究が、特に他と区別して特殊な研究領域をもちうるとは必ずしもいえない。林業が他の一般企業に対して、特殊な領域をもち、それ自体特別な問題として究明されなくてはならない点は「土地所有」との関連においてである。

育林業はもとより伐出業においても、その労働の対象物は土地生産物たる「木材」そのものであり、その所有者たる「地主」が経済関係の片方の主役として登場することになる。わが国における林野所有は「地主的性格」

をもつものとして一般に理解されているが、しかし、林野所有を一律に「地主」としてのみ理解するのではなく、その経営の実態に則して、その中で労働の性格の違いを究明すべきである。その上で、「地主的性格」の実態が明らかになり、その意味づけが可能となる。

たとえば、土地所有の性格を反映する林野所有規模により、また大規模林業においても、その経営のあり方によって、林業労働の存在形態は変わってくる。また、そのおかれている地域の事情によって、その形態も種々である。とはいっても、そうした林野所有による違いや、地域の条件による違いを通じて、林業労働問題として何が描かれるかということが最終的目標であることには間違いがない。

さらに、林業労働が一般に「半農的性格」をもつものであるといわれる場合、それが林野所有の「地主的性格」ゆえにあるのかどうか、換言すれば、林業労働は私的に林野所有があるかぎり、「半農的性格」は避けられないものであるのかどうか、または、その技術的性格からきており、技術の進歩とともに解消される性質のものであるのかといった「林業労働」と「資本」あるいは「土地所有」との関連で明らかにされねばならない問題がある。

したがって、林業労働問題といっても、それはすぐれて、林業の資本主義化の問題、あるいは林業経営の「近代化」の問題を、側面から究明することをねらいとするものである。

この小論では、そうした基本的命題に接近するための第一歩として、主に国有林労働と民有林労働の違いに焦点を合せながら、林業労働の実態分析に主眼をおいている。

1. 林業労働者の給源

大和村は、山陰線大田駅からバスで約2時間30分、広

*: 林業経済学研究室

島県と境を接する総面積約 1 万ha、林野率 88% の純山村である。

現在、この村には 942 世帯、3,663人が住んでいるが、そのうちの74%にあたる 701戸が農家で、農家人口 3,080人のうち農業従事者は 1,776人である。

農家 1戸当り平均耕地面積が48アール、1戸当り平均林野面積 7.6ha で、その林野のわずか 6% が人工林で、あとは 30年生 未満の広葉樹によって占められているため、専業農家はわずか 43戸 (6.1%) にすぎず、あとは第 1種兼業 297戸 (42.4%)、第 2種兼業 361戸 (51.5%) となっている。

総林野面積 8,800ha のうち、その 60% が私有林であるが、あとの40%は国有林によって占められ、その国有林は約50%が人工林になっているという、私有林とは対照的なあり方を示している。

以上のような状態で、大和村においては、農業生産はもとより、林業生産においても停滞的で、それでも昭和 35年頃までは、米と和牛、さらに製炭を行なって生計を維持してきたのであるが、木炭の不振によって昭和36年以來、零細農民を中心に急速にやとわれ兼業の依存度

が高まってきた。いま、昭和35年に対する39年の製炭者の減少率をみると、約35%にのぼり、さらにピーク時の 33, 34年との減少率では65%にも及んでいるのである。

このような自営製炭者の転向先は、主に出稼ぎを含めてのやとわれ兼業である場合が多い。とくに経営耕地50アール未満のいわゆる零細農民を中心に賃金労働者化の傾向が進んでおり、その意味では木炭の衰退は、農民層の分解を促進する契機になっていることを示している。

ところで、昭和39年度における大和村内の林業労働者数は 187名にのぼるが、この労働者の経営規模をみると、経営耕地では土地保有者の63%までが50アール未満の零細農民によって占められており、この村では比較的上層にあたる 1ha 以上の経営者はわずか 3% あまりにすぎない (大和村内における 1ha 以上の耕地経営者は 26戸で、全体の 3%)。保有山林規模でみても、山林を保有しないものも含めて、1ha 未満が全体の 60% あまりを占めている。5ha 未満層でみると全体の 94% におよぶのである (大和村内の 5ha 未満の山林保有者は 494戸、全体の77%)。他方、非農家が全体の 21% を占めていることも注目される (第 1表)。

第 1表 農林業経営規模別林業労働者数

	林業労働者数	非農家	農 家 (耕地)			保 有 山 林 規 模			
			0.5ha未満	0.5~1.0	1.0ha以上	0.1ha未満 (なしを含む)	0.1~1.0	1.0~5.0	5ha 以上
都賀行地区	113	32	60	20	1	49	23	31	10
都賀地区	46	7	18	21	—	11	20	14	1
布施地区	28	—	15	9	4	1	9	17	1
総 数	187	39	93	50	5	61	52	62	12

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

以上のように、大和村における林業労働者の給源は、経営耕地 50アール未満、山林保有 1ha 未満の零細農民を中心とした、いわゆる「半農半労型」^(注)労働によって基幹が構成され、それに中位層の農家と非農家がかわっているとみることができよう。とはいっても、近年における農林業生産の停滞と生活水準の上昇は、上層農家といえども自家経営のみでは生計維持が困難となり、かりに数字の上では専業という形になっていても、自家の家族労働を何らかの形で他出させ、消費人口を減らすことによって nominal の専業形態をとっているものが多いのである。このかぎりでは、大和村農家のほとんど総てが兼業労働の予備軍としての性格をもっているといっても過言ではなからう。

(注) 半農型労働者というのは、出稼者および地元で半農・半労の形で賃金労働と自家農業が結びついているもの、さらに賃金労働者自身はほぼ完全に農業労働から離れていても、家として農業に従事しているものを含めて対象とする。

2. 半農型労働者と林業労働

大和村内における就労の機会、村役場・行政官庁出先機関・農協・森林組合などの数少ない比較的安定的職場を除けば、その他は土木工事・林業労働等の人夫・日雇に限られてしまう。それでも、昭和36年頃までは自営製炭や村内の土木・林業労働を中心とする兼業労働の許容量が兼業希望者に比して多かったから、まがりなりにも地区内で兼業労働の消化がほぼ達せられたが、その

後、兼業希望者が激増するにおよんで、地区内での就労は困難になってきた。その端的な例が、出稼ぎ者の急増であろう（出稼ぎ農家は、昭和35年にはわずか1戸であったものが、40年には101戸という激増ぶりである）。

通勤可能な距離の範囲内には、みるべき就労機会もなく、村内の比較的安定的な賃労働・職員も固定的で狭少であるから、残された就労のチャンスは出稼ぎに出るか、または村内の人夫・日雇に出るかの道しか残されていないことになる。この意味で、雇用・就労関係の狭隘性ということが指摘されよう。

したがって、農業から完全に離れてしまえないで、小面積の土地にしがみついたまま労働者化するという、いわゆる半農半労型労働が形成されることになる。

大和村の林業労働者について、年令階層別および世帯上の地位別にみると、総世帯数に占める林業労働者のいる世帯の割合は17.3%、林業労働者数は187名で、そのうちの81%までが男性によって占められている（昭和35年との比較では、35年における林業労働者のいる世帯数は127戸、同じくその人数は130名で、39年においては36戸、57名の増加となっている）。

第2表 林業労働者の男女別年令階層別世帯上の地位別人員 (単位人)

	総世帯数	林業労働者のいる世帯数	労働者人数	うち		年令階層別人員				世帯上の地位			
				男	女	19才以下	20~34	35~59	60才以上	世帯主	あとつぎ	世帯主・あとつぎの妻	その他
都賀行地区	345	92	113	83	30	1	31	79	2	62	18	27	6
都賀地区	409	46	46	46	—	1	13	31	1	36	10	—	—
布施地区	188	25	28	23	5	—	11	14	3	16	7	4	1
総計	942	163	187	152	35	2	55	124	6	114	35	31	7

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

年令構成別では、全体の96%までが20才~59才までの労働者によって占められているが、かなり高令者に傾きつつある傾向がみられる。さらに、世帯上の地域で見ると、世帯主が全体の61%を占め、あとつぎの19%と合すると、80%までが世帯主かあとつぎによって構成されていることがわかる。つまり、自家農業と断ち難く結びついている者の就労となっており、こうした点からも、農業は老人や婦女子の仕事となり、兼業労働、なかでも林業労働は、一家の中心である世帯主やあとつぎによって担われ、いわゆる農業の「三ちゃん化」が進んでいる

ことが推察される（第2表）。

つぎに、39年1カ年の間に主として雇われた事業体をみると、大和村における国有林のウエイトの高さを反映して、全体の57%が国有林関係の仕事に従事しており、あとの33%が民間の私有林関係に、10%が市町村に雇用されている。大和村の森林組合がこれまで極めて不振の状態にあったため、私有林関係に従事する林業労働者の組織化は行なわれず、それぞれ個別的な形で就労している者が大半である（第3表）。

第3表 雇われ先・業種別従事日数別人員

	主として雇われた事業体			主として従事した業種			従事した日数				林業以外の賃労働の有無			
	営林署	県・市町村	民間	造林	伐出	その他	30日以上 60日未満	60 ~149	150 ~239	240日 以上	なし(10日 未満を含む)	10~60	60 ~149	150日 以上
都賀行	60	15	24	68	29	2	39	10	49	1	44	45	10	—
都賀	26	—	16	13	28	1	6	13	22	1	35	3	2	2
布施	9	1	15	4	14	7	4	8	12	1	21	4	—	—
総数	95	16	55	85	71	10	49	31	83	3	100	52	12	2

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

同じく第3表によって、主として従事した業種についてみると、全体の51%が造林に、43%が伐出関係に、6

%がその他に従事したことになっており、これを地区別にみると、都賀行地区のみが造林に従事する労働者のウェイトが高く、他は伐出従事者が多くなっている。このことは後述するが、その地区の隣接地に存在する就労機会の内容と関係があり、概して地区ごと（主に部落単位）に同じ種類のものが集まる傾向にあることを示している。

林業労働に従事した日数別にみると、年間 150 日～239 日従事した者が全体の半数（50%）を占め、ついで30日～60日 従事した者が30%，60日～149日 が19%，240日以上従事した者は全体の2%に満たない。この点からも林業労働の半農半労的性格をうかがうことができる。

さらに、同表（3表）によって、林業以外の賃労働に従事した日数をみると、林業以外の賃労働に全く従事しないか10日未満従事した者は、全体の60%を占め、60日未満の従事者を含めると91%が、いわゆる林業労働中心の就労状態にあることを示している。つまり、兼業労働

の中でも作業種類による分化がかなりはっきりとあらわれてきており、土木工事などの入夫・日雇と、林業関係のそれとは自ら分離固定化される傾向にあることを物語っているものといえる。

3. 国有林労働者と民有林労働者

前段で一般的にふれてきた問題を、ここでは国有林関係の雇用と民有林関係の雇用に分けて考察してみよう。まず、年令階層別と世帯上の地位別の林業労働者についてみると、国有林、民有林の差はほとんどなく、わずかに国有林労働者の年令構成が若くなっている。さらに農林業経営規模の差については、国有林労働者において非農家の占める割合が高く、経営耕地規模では民有林労働者に比して、やや上層規模の者が多くなっている。反対に保有山林規模では、民有林労働者の方が規模がやや大きい傾向にある。ただ、国有林労働者に女性の就労者が相対的に多いことが指摘できよう（第4表）。

第4表 国有林・民有林別農林経営規模別人員

	性別	林業労働者数	非農家	農 家			保 有 山 林 規 模			
				0.5ha未満	0.5～1.0	1.0 ha以上	0.1ha未満 (なしを含む)	0.1～1.0	1.0～5.0	5 ha以上
国 有 林	男	74 (100.0)	18 (24.5)	30 (40.5)	21 (28.4)	5 (6.8)	26 (35.1)	23 (31.1)	24 (32.8)	1 (1.0)
	女	21 (100.0)	5 (23.8)	14 (66.7)	2 (9.5)	—	11 (52.4)	2 (9.5)	7 (33.3)	1 (4.8)
民 有 林	男	62 (100.0)	10 (16.1)	35 (56.5)	17 (27.4)	—	17 (27.4)	19 (30.7)	19 (30.7)	7 (11.2)
	女	9 (100.0)	1 (11.1)	6 (66.7)	2 (22.2)	—	1 (11.1)	3 (33.4)	4 (44.4)	1 (11.1)

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

() 内はパーセント

以上のように、第4表でみるかぎり、国有林労働者と民有林の労働者との間の階層性の差はほとんどみられない。強いていえば、国有林労働者のなかに非農家のいわゆる林業専業労働者の比重がやや高く、その意味では、基幹労働力が半農型労働であるとはいっても、国有林においては民有林に比して、労働者化への純化がやや進んでいるものといえよう。このことは後でみるように、国有林の労働条件が民有林に比して相対的によく、さらに従事する仕事の内容についても、修得した技能を生かす条件、つまり労働を、さらには業種を固定化させる条件をもっているためとみられる。

つぎに、第5表によって、主として従事した業種、従事した日数、さらには林業以外の賃労働にどの程度従事したかをみよう。まず、従事した業種では、国有林は造林労働にウェイトがかかり、民有林では伐出労働にウエ

イトがかかっている。これは、現在国有林において造林の作業種類の多いのに対して、民有林では雇用労働による造林は相対的に少ないためと考えられる。

さらに従事した日数をみると、男の労働に関するかぎり、国有林労働の方が民有林に比して、はるかに長日時林業労働に従事している。すなわち、民有林では30日以上60日未満の過少就業者が全体の38.7%も占めているのである。国有林労働は、後でも考察するように、定期・月雇・日雇等によって条件も異なるが、全体の77%が150日～239日の就労期間にあつて、この面からも林業労働に固定化する傾向は、国有林の方がはるかに強いということがいえよう。このことは、同じく第5表の林業労働以外の賃労働の日数をみても、国有林労働者においては、林業以外の賃労働に出る日数は、民有林に比してはるかに少ないのである。他方、女性の労働者について

第5表 業種別従事日数別人員

		林業労働者数	主として従事した業種			従事した日数				林業以外の賃労働の有無			
			造林	伐出	その他	30日以上 60日未満	60 ～149	150 ～239	240日 以上	なし ⁽¹⁰⁾ 目未満を 含む	10～60	60 ～149	150日 以上
						(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
国有林	男	74 (100.0)	42 (56.8)	32 (43.2)	—	6 (8.1)	11 (14.9)	57 (77.0)	—	53 (71.6)	19 (25.7)	2 (2.7)	—
	女	21 (100.0)	19 (90.5)	—	2 (9.5)	16 (76.2)	2 (9.5)	3 (14.3)	—	10 (47.6)	10 (47.6)	1 (4.8)	—
民有林	男	62 (100.0)	17 (27.4)	39 (62.9)	6 (9.7)	24 (38.7)	14 (22.6)	21 (33.9)	3 (4.8)	35 (56.5)	16 (25.8)	9 (14.5)	2 (3.2)
	女	9 (100.0)	7 (77.8)	—	2 (22.2)	4 (44.4)	5 (55.6)	—	—	2 (22.2)	7 (77.8)	—	—

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

() 内はパーセント

は、このことは逆になる。すなわち、国有林における女性の就労者は、一部の炊事婦等の長期就労者を除いて、他は60日未満の臨時的・補助的就労者が全体の76%を占めているのである。

つぎに、国有林労働と民有林労働の最も大きな相違点である労働条件について、第6表をみてみよう。まず、1日当りの平均取得賃金では、男・女とも国有林労働者の方が賃金水準は高い。特に男の場合、国有林では1日

当たり1,000円以上得ている者が50%を占めているのに対して、民有林では1,000円未満が84%となっている。これは、相対的に高水準の賃金を得ている伐出労働と育林労働との量的差異を考慮するならば、さらに国有林の相対的優位性が確認できる（第5表参照）。また、取得免許技能でも、集材機運転免許を除いて、他はすべて国有林の方が多い。

第6表 賃金水準および取得免許・社会保険等の有無

		林業労働者数	1日当り平均取得賃金				取得免許技能				社会保険等の適用					
			500円未満	500～1,000	1,000～1,500	1,500～2,000 2,000円以上	架線	集材機	チェーンソー	刈払機	労災保険	失業保険	厚生年金	健康保険	退職手当	
国有林	男	74 (100.0)	—	37 (50.0)	33 (44.6)	4 (5.4)	—	20	11	31	24	55	70	35	59	2
	女	21 (100.0)	2 (9.5)	19 (90.5)	—	—	—	—	—	—	—	10	2	—	2	—
民有林	男	62 (100.0)	—	52 (83.8)	5 (8.1)	5 (8.1)	—	13	14	18	9	28	—	—	—	—
	女	9 (100.0)	2 (22.2)	7 (77.8)	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

() 内はパーセント

国有林労働者と民有林労働者の歴然とした差異は、社会保険等の適用についてであろう。すなわち、民有林では強制適用をうける労災保険を除いて他は皆無であるのに対して、国有林では労災保険の適用が就労者の74%、失業保険95%、厚生年金47%、健康保険80%、退職手当9%という数字になっている。このように国有林における社会保険等の中広い適用は、林業労働の不安定な就労をカバーする上に大きな意義をもつものといえる。

4. 育林労働と伐出労働

育林労働と伐出労働は、その仕事の内容、賃金支払の形態、賃金水準、雇用資本の差異など、同じく林業労働

といってもその内容に大きな違いがみられる。

一般に、育林労働は比較的仕事も軽く、特別な技能を要求しないなどのため、未経験の若年令層や女性でも就労できるという特殊性をもっているのに対し、伐出労働は重労働であるうえ、経験と特別な技能も要求されるため、男子の屈強な労働に限られる傾向にある。第7表によって、大和村の実態をみると、年令階層別では育林労働者が比較的若年令層に片よっているのに対して、伐出労働においては、高年令層にウエイトがかかっている。さらに、伐出労働は一家の中心である世帯主の比重が極めて高いのに対して、育林労働は主婦やあつぎの占める割合が高くなっている。

しかし、このような労働の質の違いを育林過程と伐出過程の技術的特性にのみ帰せしめて、固定的に考えることは正しくない。後述するように、近年では伐出過程の機械化によって、かつての重労働からの解放が行なわれ

つつあるし、さらに、伐出資本の性格の違いや、それを反映しての労働条件の違いなどが就労のあり方を規定している面が強いのである。

第7表 世帯上の地位別従事日数人員

	総数	世帯上の地位				従事した日数				林業以外の賃労働の有無			
		世帯主	あつぎ	世帯主・あつぎの妻	その他	30日以上 60日未満	60~ 149	150~ 239	240日 以上	なし(10日未満を含む)	10日以上 60日未満	60~ 149	150日 以上
育林	86 (100.0)	42 (48.8)	18 (20.9)	23 (26.7)	3 (3.6)	38 (44.2)	15 (17.4)	33 (38.4)	—	38 (44.2)	40 (46.5)	8 (9.3)	—
伐出	70 (100.0)	57 (81.4)	10 (14.3)	—	3 (4.3)	7 (10.0)	14 (20.0)	47 (67.1)	2 (2.8)	56 (80.0)	9 (12.9)	3 (4.3)	2 (2.8)
その他	10 (100.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	—	6 (60.0)	4 (40.0)	—	—

島根県林政課「昭和40年度林業労働者就労動向台帳」より作成

() 内はパーセント

つぎに、育林・伐出労働の農林業経営規模の違いをみると、両者にあまり大きな差はないが、どちらかといえば伐出労働者の経営規模が小さく、さらに、従事した日数では、伐出労働の方が育林労働に比してはるかに長期間就労しており、したがって林業以外の賃労働に就労する機会も伐出労働の方が少なくなっている。このことは、伐出労働の方が林業労働としては、より純化固定化していることを示すものといえよう(第7表)。また、取得免許技能をみると、育林労働と伐出労働の間に明瞭な分化がみられる。すなわち、架線技師・集材機の運転・チェーンソーの操作などの伐出・集材に必要な技能は、伐出労働者の多くが保持しており、育林労働に必要なとする刈払機の操作は育林労働者の多くが保持しているといった具合で、この傾向は、育林労働と伐出労働をそれぞれ専門化させ、固定化させる方向に進展するものと考えられる。とはいっても、林業技術の水準はまだ低位にあるため、明確な形で専門分化が行なわれる段階にはもちろん至っていない。

大和村における林業労働者の間には、一般に伐出労働に対して育林労働は低級の労働であるという通念があり、したがって伐出労働から育林労働への移行は強い抵抗をとまなうのに対して、育林労働から伐出労働への移行は、林業労働者としては一種の昇格とみられるのである。この通念を支えている基本的なものは賃金水準の違いにあることはいままでのない。

ところで、育林労働と伐出労働の性格の違いも、一つにはその技術の水準に規定されている側面のあることは否定できないが、なかでも伐出過程の機械化の進展は、伐出労働者の固定化、専門化を促進すると同時に、労働組織の上に新しい問題を提起することになるのである。

ここで、大和村内における国有林の伐出・集材の動向を簡単にみると、大和村内国有林でチェーンソーによる伐採と全幹集材の結合による機械化を一部はじめたのは、昭和37年からであるが、その後急速に進み、昭和39年には伐採の95%あまりが全幹集材によるようになり、40年にはほぼ100%に達している。このような伐出過程の機械化によって、その技術を修得した専門の技術者が生まれ、その専門化と固定化が進行しているが、他面で、第8表にみられるように、全幹集材による機械化を契機に、定期の伐出労働は年々減少しているのである。

第8表 定期伐出労働者の推移

(単位人)

	昭和36年	37年	38年	39年	40年
伐出労働者	80	58	57	51	42
林道工事夫	3	3	3	3	5

川本署林署資料

特に、大和村内の伐採対象林分が50年生程度の胸高直径15~18cmの小径木のスギ林を中心としているため、全幹集材による生産性は急速に上るといえる条件にある。したがって、現在の素材生産の年間事業量規模8,500~9,000m³が、今後10~15年は変化しないとしても、昭和41~42年頃からは現在の生産量を低下させないで、定期労働者が現在の3割減の30名たらずで足りるという計算が生まれてくる。このため、伐出部門では、ここであまった労働力をどこへ振りむけるかということが問題となってきたのである。育林部門への移行を考慮するにしても、この地方のように労働条件に大きなひらきのあ

る場合には、いわゆる「格下げ」の問題が生じて流動化を阻害することになる。

以上のように、伐出過程における新しい「機械体系」の導入とともに、旧来の労働組織に代って、新しい一貫性のある分業体系が再編され、伐出労働の専門化が促進されることになるが、その方向が外側の事業規模に規制されて、再び林業労働全体の中で再編・整序されざるを得ない条件を生んでいるのである。

5. 雇用条件

林業労働の雇用は、民有林においては、後述の労働力調達構造のところでもみるように、一事業ごとのきれぎれの雇用が行なわれ、一般に継続的雇用が行なわれていないのに対して、国有林の場合では、定期・月雇を中心に一定期間継続して就労する場合が多い。このような雇用のあり方は、資本と賃労働との関係の集約的表現としての賃金形態および賃金水準に象徴的に示される。

（1）賃金形態の特質

現実には、賃金形態は極めて多様であるが、基本的には日給制（時間賃金）と出来高賃金とに分けられる。出来高賃金は、歴史的にはマニファクチャーの段階において支配的な賃金であり、機械制工場が確立されるとともに次第に時間賃金に移ってきたものである。この意味ではたしかに出来高賃金は古い形態に属するものといえるが、林業労働における出来高賃金の残存も、形の上では出来高の形態をとっていても、しだいにその実質が時間賃金と大差のないものに変ってきている点を見すごしてはならない。

大和村の兼業農家250戸について、アンケート調査を行なった結果をみると、全体の80%が日給によって賃金を得ており、出来高賃金は全体の20%に満たない。なかでも造林労働は、ほとんど総て定額日給制によっており、出来高賃金が残っているのは、伐出関係の労働に限られている。そうした中でも、国有林労働では伐出労働においても、機械化による技術水準の高まりから、近年では日給制が支配的となってきたのである。

林業労働における賃金形態は、出来高賃金から時間賃金の方向が基本的方向であることは否定できないが、伐出過程においては、いまだ国有林においても一部請負賃金制（出来高制）が採用されており、民有林の場合では請負賃金の方が支配的ではある。しかし、支配的ではある請負賃金制も、その内容に則してみると、労働力の不足化と技術水準の高まりから、しだいに変質してきている点に注意する必要がある。

たとえば、年間1,000^m程度の素材を取扱っている素

材業者の〇氏は、伐出にあたって、1石当りの基準単価（39年の場合は、用材は石当り150円、パルプ材350円であった）を労働者の代表と交渉して、その出来高に応じて賃金を一括して支払い、労働者各人はグループ全体の出来高を全員同額になるよう分配する、いわば団体出来高個人平等分割賃金制をとっている。また、最近では労務事情の逼迫から、たとえ出来高賃金制を採用しているといっても、その最低賃金（たとえば日給800円）を保障する業者が多くなってきている。いわば日給制と出来高制の複合した方法が多くなってきているのである。〇氏の場合、なぜ労働者個々人の出来高に応じて個人々に直接賃金を支払う個人出来高賃金をとらないかといえば、グループの和を保つためだという。だからといって、個人差のあまりにはげしいような場合には、個人平等分割賃金はかえってグループの和を破壊する結果にもなるだろう。それが和を保ち得ているのは、伐出の機械化とともに、労働者の個人的技能差は平均化され、標準的な労働を提供することが可能となる技術水準の一般化という条件が存在しているからに他ならない。業者による最低賃金の保障も、この条件の成立があってはじめて可能にするものであることを示している。

（2）賃金水準

従来から、林業における賃金水準は低いということが指摘されている。ここではその実態についてみてみよう。まず、第9表によって、国有林労働者の職種別賃金をみると、職種によってかなりのひらきがあり、ほぼ600円から1,200円の間分布している。賃金水準が相対的に高いのは、伐木・造材・集材・運材などの伐出関係の労働となっている。この職種別賃金を日雇労働と定期・月雇について比較してみると、すべての職種にわたって定期・月雇の方が高い水準にあることがわかる。さらに、国有林の定期・月雇には、それぞれ1.3カ月と0.6～0.7カ月のボーナスが支給されるし、定期には年次有給休暇が6日あるなど、日雇労働に比して労働条件がよい。このため、林業労働者の多くは、国有林の定期・月雇労働者になることを希望しているのである。しかしながら、定期・月雇になるためには一定の実績をつまなければならない。すなわち、1カ月のうち退職手当支給基準日数22日から作業休日（伐木造材4日、造林および集材2日）を差引いた日数、すなわち18日および20日を基準として、その基準以上就労することが定期・月雇労働者雇用の条件となっているからである。

ところで、林業労働者の1日当りの賃金額を他のそれと単純に比較するのみでは、必ずしも林業労働水準を客観的に示すことにはならない。たしかに、たとえ1日当

第9表 日雇・定期労働別の職種別賃金 (単位 円)

	伐木 造材	一般 作業手	造 林		道 路 工 手	計 測 手 (A)	計 測 手 (B)	集 材	機 械 造 林	種 子 採 取
			男	女						
日雇労働	990	655	741	568	690	625	588	985	855	1,245
定期・月雇	1,037	755	767	590	764	—	611	1,030	893	—

川本営林署資料
昭和39年の実績

り1,000円の日給を得て、1ヵ月フルに就労しても月額3万円という額は、それ自体賃金水準の低さを示すものではある。だが、問題はその就労日数に関する。前掲第5表に示したように、大和村の林業労働者が1か年に就労した日数は、国有林の場合では150日以上240日未満の者が全体の77%を占めているのに対して、民有林の場合では150日未満が61%となっているのである。つまり、せいぜい多くても年間8ヵ月程度しか就労できないというところに、林業労働の過少就業の問題があり、賃金水準をさらに割引いて考えねばならぬ理由が存在する。このような条件を考慮するならば、林業賃金水準の低位性は疑うべくもないのである。

さらに、民間労働者の賃金は、上述した国有林の日雇賃金水準が一般的で、定期・月雇賃金には及ばない。ただ、民有林における労賃支払形態は、伐出部門に関するかぎり、請負賃金制をとる形態のものが多いために、一部においては1日当りの賃金が定期・月雇の賃金を上回るものもみられる。そのことは、前掲第6表でも明らか通りである。しかし、このことは労働刺激的な出来高賃金をとるので、労働者相互間の競争を生み、過度労働におちいつている場合が少なくないのである。いずれの職種においても、出来高制の方が労働時間も長く、それだけに1日当りの賃金も大きく、労働の強度は大きいといえよう。大和村内の兼業農家250戸のアンケート調査によっても、1日8時間の労働は全体の65%を占めるが、9～10時間労働を行なっているものも30%存在しており、この労働時間の長さが出来高制賃金と結びついて、民有林業労働者の1日当りの賃金を高めているものといえよう。民有林業労働者の賃金の低さは、それが常に国有林賃金水準をもとにして決められているという事情からみても明らかなことであり、賃金水準のペースメーカーは国有林賃金水準なのである。のみならず、国有林賃金水準の相対的優位さは、社会保険等の適用に端的に示されている。

したがって、林業労賃水準の低さは、単に1日当りの賃金額の比較にとどまらず、その雇用条件との関連のな

かで考察されなければならないのである。

6. 労働組織と労働調達構造

林業においては、林業生産そのものの特殊性と、「半農半労型労働」が主体を占めていることなどのために、前期的な労働諸関係が色濃く残存しているといわれてきた。その最も典型的な事例が、このおくれた労働関係のうえに成立する労働組織としての組頭制度といわれるものであろう。もともと「組」というのは、請負制によって形成される作業遂行の単位であるが、それが林業の雇用関係の前期的性格に色どられて、「組頭制度」という労務組織を形成していたものと考えられる。しかし、近年では、その「組」なるものの性格が単に林業の前期的な労働関係を表わすものではなくてきている点に、労務組織の一つの近代化の方向を読みとらなければならない。

たとえば、大和村の兼業農家250戸のアンケート調査では、常になんらかの「組」に所属して仕事をしているものが全体の40%も存在しており、その意味では労働組織のなかで組の果す役割りの大きいことを物語るものであるが、その組の構成員は1組あたり3～6名という少人数のものが圧倒的に多い。また、その組が従事している労働の種類は、育林関係・伐出関係はほぼ半々であることも指摘できる。

ところで、大和村における育林労働のみの請負業者Y氏の場合は、1組の構成員10名位の組を2組常時かかえており、昭和39年度には、県行造林で延べ300人、村有林で延べ800人、国有林で延べ200人の事業を請負っている。この組の特色は、2種とも農家の主婦を中心とする組(女7名、男3名)で、主人も他にやとわれ兼業に出ているという家庭が主体となっている点である。賃金はすべて日給制で、39年度は男750円、女450円であった。組にはそれぞれ責任者をおき、固定的な名称はないが、事業量に応じて業者Y氏との話し合いで労働量の需給調整機能をもっている。したがって、Y氏の場合、2組20名位の労働者を常時かかえているといっても、請負った

事業量に応じて増減できる極めて不定的な就労予備軍をかかえているということにすぎないのである。39年の事業量の多い時などは37名の労働者がY氏に雇用されているのである。Y氏によれば、「請負業が成立するかどうかのポイントは、事業の請負額を正しく評価することと、労働者をいつでも雇用できるようにしておくこと」であるという。したがってこのY氏のような場合は、事業請負による日給制賃金をたてまえとする「組」組織であって、雇うものと雇われるもの間の前期的な労働関係はみられないのである。労働者もY氏に雇用されるかされないかは自由であるから、組といっても同部落内の集団を中心とする単なる作業上の結びつきにすぎないのである。

他方、年間の素材生産1,000 m^3 という素材生産請負業者のO氏の場合は、前述のY氏の場合のように日給制をとることもあるが、大半は次に述べるような請負制によっている。すなわち、伐出専門の組の代表者とO氏の間で1石当りの伐採・搬出額の契約をして、その事業はすべて代表者にまかせて、O氏は15日か30日を区切って請負額によって出来高の80%程度の金額を支払い、残金は事業終了後支払うという方法をとっている。もちろん、伐採と搬出をそれぞれ別の組に請負わせるという場合も少なくない。この場合、架線設備は業者所有の場合が多く、架線の設計はすべて組員にまかせるというたてまえをとっている。組の代表者と石当りの伐出単価を契約する場合、基準単価（39年度の場合は、石当り用材150円、パルプ材350円）をもとに、伐採の難易、立木の種類、搬出の難易などを勘案して取りきめするのが一般であるが、最近では1日当りの最低賃金（O氏の場合800円）を保証する業者が多くなってきている。

ここで注意しなくてはならないのは、請負業者と労働者の雇用関係にはたしかに前期的な関係はないようにみえるのだが、問題は請負が二重（山持ちと請負業者、さらに組員との間）になっており、非直備的・間接的雇用関係をとっているという点である。O氏のような請負業者は山持ちとの間でとりきめた請負金額を、さらに労働者との間でとりきめた別個の基準によって再配分するという役割りを果しており、彼の利得は、山持ちから彼が受取った請負額から労働者に支払った賃金額を控除した差額で、いわば賃金のピンハネに相当するものであって、彼に対する賃金ではないのである。ただ、搬出設備を所有している請負業者の場合には、設備使用の対価と考えられないこともないが、一般的には上述のピンハネの性格をもつものといえよう。

以上のように、大和村における労務組織ないしは調達構造をみるかぎり、日給制を主体とする育林部門におい

ても、請負制を主体とする伐出部門においても、労働者の雇用関係における前期的性格をあらわす組頭制度の如きものはみられず、「組」の存在は作業の「仲間集団」としての性格をもつものとみてよい。ただ、ここでの問題は、山持ちと労働者の間に介在する請負業者の存在が、本来、事業主と労働者との直線的雇用関係にあるべきものを、二重の雇用関係に分断せしめているという事実であろう。この中にこそ、賃金の中間搾取の根幹があるものと思われる。もちろん、身分的に従属させられた非近代的雇用関係（＝組頭制度）がこの村になかったわけではない。少なくとも戦前までは、山村に滞留する過剰人口をテコに労務供給請負制度としての前期的労働関係が存在していたといわれる。しかし現在では、そうしたおくれた労働組織は形の上ではなくなって、いわば機能集団としての「組」の組織が新しく生じたものといえよう。

つぎに、国有林の場合でも、請負に廻される事業については上述の通りであるので、ここでは直管分にかぎって簡単にみておこう。国有林の労務は、定期・月雇を中心に事業の規模に応じて日雇労働で補うという方法、換言すれば、最低線は定期・月雇によって確保し、それ以上は日雇労働で補充する方法、をとっているが、この定期・月雇労働者のなかで、真面目で統轄力のある者を班長に選び、その班長が主任（営林署労務担当職員）と相談して、事業量および仕事の期限に合せて日雇労働者を集めるという方法がとられている。班長は、1年に1～2回の班長会議に出席して仕事の進め方などを話し合うが、その統轄する班員数に応じて、10人未満は日給の10%、11～20人は20%、20人以上は30%という手当てがつけられている。もちろん事業量に合せて班が組織されるわけであるが、それはあくまでも事業遂行のための機能的集団にすぎず、民有林におけるような事業請負的性格はもっていない。

結 び

以上の分析の結果、国有林と民有林とではその労働者の給源については、さほどの差違がみられず、したがって、国有林労働者の階層分解がとくに進行しているとはいえないが、労働条件のあらゆる側面において、国有林の方が労働者の固定化を生起させる条件を保有しており、その意味では民有林と異なった「資本」としての機能を有しているものとみられる。とはいっても、さらに本来の労働者として純化させる力をもたず、せいぜい定期・月雇という雇用形態での再生産を通じて、維持・存続されている側面をもっている。

このような、林業労働の「半農半労的性格」は、林業

生産の特殊性に根ざした技術水準の低位性、ひいては生産力水準の低さに起因している。そのことが請負制という賃金形態を生み、形態的には近代的組織とみられる「組」組織を通じて、業者による賃金搾取の実態を生起せしめているものとみられる。これらの諸点に関して、「土地所有」と「労働」がどう結びつき、さらになぜ事業主と労働者との間に非直備的雇用関係がとられるのか、といった基本的命題に関しては、さらに今後の分析にまたなければならぬ。(1966.11.26)

参 考 文 献

1. 中尾鉦・北川泉・深尾清造：林業労働に関する研究，昭和41年，大阪営林局
2. 山岡亮一・山崎武雄：林業労働の研究，昭和38年，有斐閣